

健保より補助を受けられる健診

ヤマハ健康保険組合では、病気の治療や各種給付金の支給だけでなく、皆さんの健康の保持促進のために、疾病予防事業として、各種の健診に対して補助制度があります。ぜひ皆さんもご利用ください。

人間ドック

当年度35歳～74歳の被保険者及び被扶養者に年度内（4月～翌年3月）に1回、健診料の一部を補助しています。利用方法等は、ヤマハ健保HPを参照願います。

検査内容	補助金限度額
特定健診項目＋付加項目 （「肺・胃・大腸がん検診」含む）	16,000円

婦人科がん検診

当年度20歳～74歳の被保険者及び被扶養者に年度内（4月～翌年3月）に1回、健診料の一部を補助しています。利用方法等は、ヤマハ健保HPを参照願います。

検査内容	補助金限度額
乳がん健診 （視触診、乳房エコー、マンモグラフィ）	2,000円
子宮がん健診 （頸がん、体がん）	2,000円

※健診機関や検査方法によって料金格差があるため自己負担額も異なります。

※「市区町村のがん検診」の自己負担分もヤマハ健保の補助金申請の対象となります。

※次の場合は、補助の対象となりません。

- ①保険診療扱い（窓口で3割負担）で受けた場合。
- ②2次検診（精密検査）
- ③妊婦健診（子宮がん）

肺・胃・大腸がん検診

当年度35歳～74歳の被扶養者に年度内（4月～翌年3月）に1回、健診料の一部を補助しています。利用方法等は、ヤマハ健保HPを参照願います。

検査内容	補助金限度額
肺がん健診 （X線）	1,000円
胃がん健診 （X線または胃カメラ）	4,000円
大腸がん健診 （便検査）	1,000円

※「市区町村のがん検診」の自己負担分もヤマハ健保の補助金申請の対象となります。



〈申込み・問合せ〉

ヤマハ発動機ビズパートナー(株) 給与業務部
 問合せはeメールにお願いします。
ymbpsskyuyo@yamaha-motor.co.jp
 (TEL) 0538-32-1118
 (内線) 712-42175

〈問合せ先〉

ヤマハ健保組合 (TEL) 053-460-1581

特定健診

平成20年度から国が定めた、メタボリックシンドローム予防の考え方を取り入れた健診です。

被保険者は、定期健康診断を受けることで、特定健診に代用されます。被扶養者は、当年度35歳～74歳の方に年度内（4月～翌年3月）に1回、健診料の一部、又は全額を補助しています。対象の被扶養者の方には毎年4月に被保険者経由で「健診のご案内」を送付しています。利用方法等は、ヤマハ健保HPを参照願います。

●ヤマハ特定健診

検査項目	補助金	自己負担額
基本健診項目	全額補助	0円
詳細な健診項目		
*「肺・胃・大腸がん検診」、「婦人科がん検診」をご希望の方はオプションとして受診してください。		

●人間ドック

検査項目	補助金上限額	自己負担額
特定健診項目 +腹部エコー などの付加項目 (「肺・胃・大腸がん検診」含む)	16,000円	2～4万円くらい <small>(健診機関によって料金が異なるため、自己負担も異なります)</small>
*「婦人科がん検診」をご希望の方はオプションとして受診してください。		

どちらか選択

基本健診項目	<ul style="list-style-type: none"> ●質問表(服薬歴、喫煙歴等) ●身体測定(身長、体重、BMI、腹囲) ●身体診察 ●血圧測定 ●血液検査 <ul style="list-style-type: none"> ・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ・血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c) ・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ・尿検査(尿糖、尿蛋白)
詳細な健診項目	一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施 <ul style="list-style-type: none"> ●心電図 ●眼底検査 ●貧血検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値) ●腎機能検査(クレアチニン、eGFR)

Information

1. 健診機関の選び方によって受診方法・補助金申請方法が変わりますので、案内に従って健診機関を選んでください。
2. ヤマハ特定健診の検査項目は、左表の国の定めた基本健診項目に、血液による腎機能検査や、詳細な健診項目等を追加していますが、健診機関によっては、国の定める項目のみで実施します。
3. 二次健診(精密検査)は、保健診療扱いとなりますので、補助金の対象とはなりません。

特定保健指導

健診は、受けた後も大切です。保健指導を受けて生活習慣の改善をしましょう。

健診後、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の方には、その方の健康状態に合わせた「特定保健指導」(動機づけ支援、積極的支援)を専門家(医師、保健師、管理栄養士など)が行います。対象の方にご案内をお送りしますので、届いたら必ず保健指導をお受けください。

